

右京の魅力発信事業に係る業務 仕様書

1 委託業務名

右京の魅力発信事業に係る業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託料上限額

1,000,000円（消費税及び消費税相当額を含む。）

4 委託目的

本業務は、右京区に住み続けることや地域への愛着の醸成を目的とし、区民の声を反映した右京の魅力を発信するための原稿及び写真（以下「PRコンテンツ」という。）を作成し、SNSにおいて広く全国・世界に向けて情報発信を行う。また、右京の“ひと”を知ってもらい、右京の良さとして区民に共感してもらうため、右京区出身のスポーツ選手に注目し、インタビュー記事を作成して市民しんぶん右京区版等へ掲載する。

これらの発信情報を地域ポータルサイト「右京ファンクラブねっと」や右京区役所ホームページを活用し、発信後も見る人が情報を有効活用できるようにアーカイブし、発信する情報の効果を持続させることを目的とする。

さらに、PRコンテンツを活用した情報発信の効果について、今後の活用を見込んだ検証を行う。

5 委託内容

委託内容は以下(1)及び(2)とするが、委託内容及び委託金額の内訳等の詳細については、受託者決定後、提案に基づき協議によって定める。

(1) インスタグラムによる情報発信

ア 区民ライター公募についての周知

令和6年5月2日（木）～5月15日（水）にかけて、区民ライターを募集するにあたり、インスタグラムの広告機能などを活用し、広く周知を行うこと。

なお、区民ライターの任命や活動報酬の手続きについては、右京区役所が行う。

区民ライターへの活動報酬は別途予算計上しており、本プロポーザルの委託料には含まれない。

イ 右京区の魅力を発信するためのPRコンテンツの編集及びSNS等への投稿

(ア) アで募集する区民ライター（上限：12名）からEメールでPRコンテンツを受領し、インスタグラムでの発信に適した編集を行うこと。

(イ) 区民ライターに対して、SNSの特性等を理解するための事前研修会を開催するため、右京区役所と打合せの上、講師及び資料を準備して臨むこと。

なお、事前研修会は6月14日（金）午後6時から1時間30分程度、任命式と合わせて開催を予定しており、会場は右京区役所会議室を予定している。

(ウ) 編集したPRコンテンツを、委託者が用意するインスタグラムアカウントに投稿すること。

(エ) 投稿したPRコンテンツの閲覧数や閲覧者の属性等を検証・分析し、右京区

役所に報告すること。

ウ SNS認知度向上のための提案・実施

より多くの人にPRコンテンツを発信できるよう、本アカウントのフォロワー数増加のための施策を講ずること

エ 投稿したPRコンテンツのアーカイブ

投稿したPRコンテンツを、発信後も見る人が情報を有効活用できるよう、地域ポータルサイト「右京ファンクラブねっと」を活用してアーカイブすること。

オ その他右京区の魅力発信につながる投稿

右京区役所と協議し、右京区内の公的機関等が管理するSNSについて、インスタグラムの再投稿機能を使うなどして投稿し、発信を活性化させること。

(2) 右京区出身のスポーツ選手へのインタビュー及び記事作成

区役所が選定するスポーツ選手へインタビューを行い、市民しんぶん右京区版及び右京区役所ホームページに掲載する記事を作成すること。掲載回数（記事作成数）は年2～3回を想定。

なお、インタビューに係る日程調整は右京区役所が行う。

6 成果物の提出

次に掲げる成果物を右京区役所へ提出すること。

- (1) 業務完了届 2部
- (2) 業務終了報告書 2部
- (3) 本業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料一式
- (4) 上記(1)～(3)に係る電子データ一式

7 本業務の実施条件

本業務の実施に当たり、受託者は次の事項を守って行うこと。

- (1) 仕様書及び提案書並びに今後の協議によって作成する議事録に基づき、業務を遂行すること。
- (2) 本業務を確実に遂行できる体制を設けること。
- (3) 右京区役所担当職員と十分な連絡を取り、本業務を進めること。主要な方針等については担当職員と協議を行うこと。また、右京区役所が会議等への出席等を要請した場合には対応すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり右京区役所担当職員と協議を行う場合は、議事録を作成すること。

8 留意事項

- (1) 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、右京区役所と受託者との間で協議し決定する。
- (2) 受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を、本業務の目的外に使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、右京区役所の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。